### 人権

### 12月4日 は甲佐町「人権週間」です (火) ~10日 (月)

センター・ギャラリーモールに展 び高校生の啓発作品を町生涯学習 す。また、町内の小・中学生およ 教育委員会が主催。期間中は、 採択された12月10日を「人権デ 示します。 民集会や人権パレードを開催しま 高揚を図ることを目的に、 的人権の尊重と町民の人権意識の でを「人権週間」としています。 ー」と定め、<br />
12月4日から<br />
10日ま 人権週間」実行委員会、 同週間は、憲法で保障する基本 本町では、 毎年世界人権宣言が 町、 甲佐町 町 町

にまつわるさまざまな相談を受け (法律) 相談では、 12月4日 (火) 開設の特設人権 弁護士が法律

付けますので、ぜひご利用ください。

国民健康保険

### 町民集会

開催日時 12 月 8 日  $\pm$ 午前9時

町生涯学習センター

会場

内容

講師 人権講演 大里耕守さん

を迎えて」 演題 町教育長) 「世界人権宣言から70年 (前南 関

・小・中学生の人権作文発表

甲佐高校の生徒による体験活動

人権パレード

### 特設人権 **(法律)** 相談

▼開設日時 12 月 4 日 火 午前9時

~ 正午

町民センター

▼会場

す

明は一般別されてしましょう

■人権作品の展示

**III** 096-234-2459

町民集会や法律相談

を開催しま

くは町民センタ ーにお問い合わせください します。ぜひご覧ください。 徒による硬筆や習字、甲佐高校や ンター・ギャラリーモールに展 徒たちの標語などを町生涯学習セ 松橋西支援学校上益城分教室の生 期間中、小・中学校の児童・生

町民センター



かるもの、印かん

国民健康保険からの脱退届

たは離職票、マイナンバーが分

社会保険を脱退した証明書ま

国民健康保険資格の適正な

適用にご協力をお願いします

保険制度適用適正化月間」とし、 対策の推進に努めています。 目的として、社会保険などの適用 と業務の効率化を図ることなどを 国民健康保険の資格の適正な管理 町では、毎年12月を「国民健康

分かるもの、印かん

保険被保険者証、マイナンバーが

社会保険被保険者証、国民健康

手続きに必要なもの 社会保険に加入した場合 届け出が必要な場合

# 関する届け出をお忘れなく 国民健康保険の加入や脱退に

船員保険も含む)の被保険者およ 民生活課へ届け出をお願いします。 びその被扶養者を除くすべての人 資格の変更があった場合は、 に加入していただく制度です。 会保険(職場の健康保険で共済・ 社会保険を脱退または加入など 国民健康保険は、 74歳までの社 町住

### 12 月は国民健康保険 制度適用適正化月間

届け出が必要な場合 国民健康保険への加入届

社会保険を脱退した場合

手続きに必要なもの

# |社会保険の被扶養者になれる 場合がありますのでご確認を

として認定されることがあります。 がいる場合、その保険の被扶養者 にご相談ください。 扶養認定できるかは、 同じ世帯に社会保険の被保険者 お勤め先

# 所得の申告はお済みですか?

町税務課にご相談ください。 所得の申告がお済みでない人は、 に必要ですので、国保の加入者で 民健康保険税の軽減判定など

町住民生活課 回 096-234-1113(内線 106) 国民健康保険へ

ഗ

届け出が

必要な手続き

# 付加年金額について

付加保険料

400円/月

国民年金の定額保険料

⑤付加保険料を納付することを希

めることができます。

望しない場合は、付加保険料納

付辞退申出書の提出が必要です。

16,340円/月(平成30年度)

20歳から60歳までの40年間、加保険料納付月数」です。例 付加年金額は、「200円×付 例えば、

4 4 熊本東年金事務所 お問い合わせ先

できません。

### 付加年金で受給年金額 が、 やしませんか を増



詳しくは町住民生活課にお問い合わせください

# 国民年金付加年金制度で将来 の受給年金額を増やせます

です。 年金額を増やすことができる制度 を上乗せして納めることで、 入被保険者(65歳以上の方を除 民年金第1号被保険者 に加入している方)および任意加 民年金付加年金制度とは、 定額保険料に付加保険料 (国民年金 受給 玉

①付加保険料の納付は、 怠してください。 事項 納めていただく際、

④納期限を経過した場合でも、 ③月末が土曜日、日曜日、 ②付加保険料の納期限は、 限から2年間は付加保険料を納 どの営業日となります。 期限は、 どにあたる場合および年末の納 だ翌月からとなります 日と定められております。 翌月最初の金融機関な 休日 翌月末 し込ん 期 な

付加保険料を納める際の注意

次の点に注

年間で取戻すことができます。 000円が加算されますので、 りますが、 000円を余分に支払うことにな 納めた場合、 保険料月額4 年金受給時に年額96 40年間で総額192. 00円を上乗せして 2

<u>III</u> 096-234-1113 (内線 104) 町住民生活課

国民年金基金に加入している方

付加保険料を納めることは

### 年末年始のごみ収集・し尿くみ取り計画(12月25日〔火〕~1月4日〔金〕)

### ● 家庭ごみ収集

● 家庭この状来						
	収集地区	収集日	クリーンセンターへの直接持ち込み			
年末	星の川団地、竜野地区(上早川五区・あゆの里緑川団地を除く)、 乙女地区、白旗地区	12月27日(木) 12月30日(日)	・通常持込期限 12月29日(土) ・通常持込時間 午前9時〜午後4時30分 ・持 込 料 100円/10 <sup>4</sup>			
末	宮内地区、甲佐地区(星の川団地を 除く)、上早川五区、あゆの里緑川 団地	12月25日(火) 12月28日(金)	※個人の持込可 ※時間厳守			
年	星の川団地、竜野地区(上早川五区・あゆの里緑川団地を除く)、 乙女地区、白旗地区	1月7日(月) から				
始	宮内地区、甲佐地区(星の川団地を除く)、上早川五区、あゆの里緑川団地	1月4日(金) から	1月4日(金)から通常持ち込み可			

**11** 096 - 282 - 0688 ▶お問い合わせ先 御船町甲佐町衛生施設組合 (クリーンセンター)

### し尿くみ取り

	収集地区	くみ取り日	備考	
年末	全地区	12月28日 (金)まで	年末は非常に混み合いますので、早めにし尿くみ取り業者に お申し込みください。	
年始	全地区	1月4日 (金)から	通常受け入れ可	

- ▶お申し込み・お問い合わせ先
- ・甲佐地区 (東寒野区・西寒野区・上豊内区の一部・星の川団地の一部を除く) **III** 096 - 234 - 0308 米村衛生社
- ・宮内地区、甲佐地区(東寒野区・西寒野区・上豊内区の一部、星の川団地の一部) 、竜野地区、乙女地区、白旗地区 甲佐衛生社 🔟 096 - 234 - 1217

### 町環境衛生課 🔟 096-234-1169

# ごみ・し尿